

平成 29 年度第 8 回東村産業祭り・第 40 回東村夏祭り出店募集要項

出店資格

原則、村民を対象とする。但し、産業祭り実行委員会が認めた者はその限りでない。

出店時間

平成 29 年 8 月 5 日（土曜日） 10：00 ～ 21：00 （予定）

出店場所

東村村営グラウンド

出店の申し込み期間

平成 29 年 6 月 28 日（水曜日）～平成 29 年 7 月 7 日（金曜日）17 時まで

※出店申込用紙を東村商工会HP、東村商工会に据置。出店希望者は申込み期日までに商工会窓口へ提出すること。

募集店舗数 約 22 店舗程度

展示・物販・その他 14 店舗

飲食店 6 店舗

玩具 2 店舗

※飲食は（横 7.2 メートル×縦 3.6 メートル）

※但し、展示・物販、玩具の店舗については、（横 7.2 メートル×縦 3.6 メートル）の半分とする。

※応募者多数の場合は抽選する場合がある。

出店料

飲食店 20,000 円

飲食店（移動販売車） 15,000 円 ※テント設置を伴わないため

展示・物販・玩具・その他 6,000 円

※テント・電気設営（蛍光灯）、水道、ゴミ箱設置費込み

※出店料は抽選会（7 月 14 日）当日お支払ください

抽選会及び出店説明会

日 時：平成 29 年 7 月 14 日（金） 15 時～

場 所：東村役場 小会議室

※ 「北部福祉保健所職員」の講習があります。その後、出店説明会と抽選会を行います。

出店要件

平成 29 年度第 8 回・東村産業祭り出店規約を順守できる者であること。

自前でその他什器備品等を設置できる者であること。

平成 29 年度第 8 回東村産業祭り出店規約

東村産業祭り実行委員会

1. 出店者について

- ① 出店事業者説明会へ参加可能な事業者であること。
- ② 東村の農産物又は特産品等のPRに寄与する事業者であること。
- ③ 出店事業者は自己の名義をもって他人に出店（いわゆる名義貸し）を営ませてはならない。この場合、東村産業祭り実行委員会事務局（以下、「事務局」という。）は、違反した事業者の出店を拒むことができる。
- ④ 飲食物を取り扱う事業者は、当該出店品に係る食品衛生営業許可証（以下、「許可証」という。）を所持する者、及び出店日に係る簡易営業許可届出を済ませたものであること。
- ⑤ 来場者アンケート調査に協力できる者であること。
- ⑥ 店舗売上額が報告可能な者であること。
- ⑦ 飲食物を販売する事業者は、当該販売行為に係る許可証の写しを出店申込みと同時に事務局へ提出すること。
- ⑧ 出店に係る必要な什器備品等はすべて出店事業者で準備すること。（商品販売用の机、ようかん棒等）
- ⑨ テナントの給排水設備については各事業者で設置すること。（飲食店等）

2. 出店品について

- ① 出店物の内容及び表示はJAS法、食品衛生法等、当該出店物取扱の法令に基づくものであること。
- ② 出店物の販売価格、品目は消費者に分かりやすい表示にすること。（消費税は総額表示若しくは商品価格と消費税額が明記されていること。
- ③ 商品の管理・保存については各テナントで責任を持つこと。主催者は免責事項とする。

3. 出店に関する留意事項及び搬入・搬出時間について

- ① 出店に使用するテントの規格は2間×4間（3.6m×7.2m）とする。飲食の出店スペースはテント1張とし、展示・物販、玩具の出店スペースはテントの半分とする。
- ② 備品等、出店物の搬入については8月4日（金）17時までとする。祭り当日は午前8時から9時30分までとする。
- ③ 出店時間を厳守すること。出店時間は8月5日（土）10時から21時まで（止むを得ない事情のない限り、出店時間中に自己都合で閉店をしないこと。）
- ④ 22時までに片づけを完了し消灯すること。
- ⑤ 出店場所周辺及び出店場所で発生したゴミ、廃棄物等は当該出店事業者が責任を持って収集し、ゴミについては東村役場のゴミ分別方法により分別し処理すること。
- ⑥ 各自の後片付け終了後、祭り会場内のゴミ拾いを行うこと。
- ⑦ 指定された出店場所以外の商品の販売は原則、禁止する。

4. 安全対策について

- ① 来場者の安全確保のため、（祭り開催中）開始時刻30分前以降から終了時刻までは、テナント会場への車両等の通行を禁止する。
- ② 出店に使用する備品等は来場者の安全確保の為機具の故障がないか予め点検をしておくこと。
- ③ 出店者または顧客等における事故やトラブルが発生した場合には直ちに実行委員会本部まで報告すること。

その他、出店に関することで本規約に定めのないものについては、事務局の指示に従うこと。